

静岡県公安委員会告示第26号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準（平成25年静岡県公安委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精治

改正前	改正後
<p>4 公表の内容</p> <p>公表する内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>認定証番号</u></p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>5 公表の方法</p> <p>公表は、<u>次の方法</u>により行う。</p> <p>(1) <u>静岡県警察本部交通部交通企画課への別記様式の備付け</u></p> <p>(2) <u>静岡県警察本部ホームページへの別記様式の内容の掲載</u></p>	<p>4 公表の内容</p> <p>公表する内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>認定番号</u></p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>5 公表の方法</p> <p>公表は、<u>静岡県警察本部ホームページに別記様式の内容を掲載することにより行う。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式中「認定証番号」を「認定番号」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。